

採 択

経済環境常任委員会

令和4年2月10日受理

請 第 35 号

件 名 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書に関する請願

紹 介 議 員

提 出 者 住 所 氏 名

藤 川 隆 夫
吉 永 和 世

(要 旨)

消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、シルバー人材センター事業運営に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を内容とする意見書を国に提出されるよう請願する。

(理 由)

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

なお、当連合会には県内42のセンターが加入し、約1万人の会員が在籍している。

令和5（2023）年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっている。同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならない、という問題が発生する。

しかし、公益事業を行うセンターの運営は收支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はない。

人生100年時代を迎えて、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところである。少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、「適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除が認められる」適用除外等の措置を講ずる必要がある。

よって、国に対して、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講じるよう強く要望し、標記意見書の提出を請願するものである。